

安心して働く権利を守るために

～パワーハラスメントは人権侵害です～



問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143 ☎ 0857-20-3052

私たちは、職場、家庭、地域の中で多くの人と関わりあ
って生きています。パワーハラスメント（パワハラ）は、
同じ職場の上司や立場的に優位に立つ人がその立場を利用
して、指導や助言ではなく、業務の適正な範囲を超えて、
個人の人格や尊厳を傷つけ人権を侵害するものです。

パワハラは身近で起 きます

鳥取労働局に寄せられる相
談の中でも、パワハラに関す
る相談の割合が高くなってい
ます。

次に挙げるのは、実際に鳥
取市内で起きたことです。

20代のある女性は、契約社
員として、企業に勤務してい
ました。

ある頃から直属の
上司より細かく注意
をされるようになり
ました。彼女は仕事
を覚えようというい
ろと質問をしていた
のですが、それには
答えてもらえず、逆
に聞くことを叱られ
ました。その後、服装、
髪型などがふさわし
くないなどしつこく
言われ続けました。

✓ 思い当たることはありませんか？

- ☐ 仕事に必要な情報を与えられない
- ☐ 挨拶をしても無視をされる
- ☐ 長時間叱られる
- ☐ まわりの人の態度がなんとなく自分によそよそしい
- ☐ 「役立たず」「お前なんていなくても同じ」など、仕事以外の言葉で怒られる
- ☐ 「パートさん」「派遣さん」「嘱託さん」と雇用形態で呼ばれる
- ☐ 職場に行くのが苦痛でたまらない
- ☐ 食欲がない、寝付けない、早朝に目が覚める
- ☐ 自分以外の人だけがいつも褒められている
- ☐ 自分に自信が持てなくなった

アトリエエム株式会社「みんな、まじめに楽しく働きたい」より

最初のころは、自分がいけ
ないんだと一生懸命そのとお
りにしようとするのですが、
いくら言われたとおりにして
も、なお続きます。

周りの女性を見ても、自分
より派手な服装や髪形でも何
も言われない人たちがいるこ
とに気が付きます。でも、上
司からの注意と無視は続きま
す。そのうち、彼女は、背後
を上司が通るだけで動悸がお

こり、息苦しさを感じるよう
になりました。

そして、仕事に行くことが
できなくなり、医師の治療を
受けることになりました。

彼女の家族は「大切な娘が
なぜこんな目にあわなくて
いけないのか」と大変なショ
ックを受け、悔しさと怒りで
いっぱいになりました。

あとで分かったことでは
が、「言いやすかったから」
という理由で、上司は彼女を
ターゲットにしたということ
でした。そんな理由で、彼女
は生きるということを諦める
というところまで追いつめら
れたのです。このようなこと
は、許されることはありません。

安心して働く権利を 守るために

私たちは、誰もが尊厳をも
つ一人の人間であり、安心し
て働く権利があります。

パワハラは、被害者の働く
権利、生活、生きる力、夢を
奪います。職場の中では労働
者の働く意欲を失わせ、企業
経営にも悪い影響を与えま

す。

一人ひとりの成長のための
指導、助言は大切です。叱ら
れたからパワハラということ
ではありません。しかし、そ
の人の人格を否定、傷つける
行為については「それは問題
だ」と声を上げてよいのです。
何か不安やしんどさを感じ
ている人は、一人で自分を追
い詰めないで、誰かに話して
ください。

私たち一人ひとり、誰もが
安心して働くことができるよ
うに、人権について正しく学
び、元氣が出る明るい職場を
つくりましょう。

【相談窓口】 ※「しんどい」「おかしい」と思ったら、 こちらまでご相談ください。

●鳥取労働局総務部企画室

☎ 0857-29-1701

☎ 0857-22-7000 (総合労働相談コーナー)

●鳥取地方法務局

◇面接・電話相談

☎ 0857-22-2475

☎ 0570-003-110 (みんなの人権 110)